

平成30年 No.15

- 教養教育の工夫・改善のための取組としての授業科目の開設に関する要項等の一部を改正する要項
- 東京学芸大学大学院教育学研究科学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せの一部を改正する申合せ
- 東京学芸大学における単位互換制度実施要領等の一部を改正する要領

#### 改正理由

副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

副学長の職務分担の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

教養教育の工夫・改善のための取組としての授業科目の開設に関する要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成30年 3 月 30 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

教養教育の工夫・改善のための取組としての授業科目の開設に関する  
要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 教養教育の工夫・改善のための取組としての授業科目の開設に関する要項  
(平成18年 2 月 2 日制定)
- (2) 東京学芸大学全学教室主任会大学説明会実施部会要項 (平成20年 4 月 2 日制定)
- (3) 東京学芸大学教務委員会「道徳の指導法」授業運営部会要項 (平成22年 4 月 14日制定)
- (4) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会カリキュラム運営部会要項 (平成24年 4 月 1 日制定)
- (5) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会キャリア支援部会要項 (平成28年 5 月12日制定)

東京学芸大学大学院教育学研究科学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように制定する。

平成30年 3 月 30 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学大学院教育学研究科学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せの一部を改正する申合せ

東京学芸大学大学院教育学研究科学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せ（平成12年 4 月 12 日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学における単位互換制度実施要領等の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成30年 3 月 30 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学における単位互換制度実施要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要領の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学における単位互換制度実施要領（平成9年4月1日制定）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科における単位互換制度実施要領（平成13年12月5日制定）

教養教育の工夫・改善のための取組としての授業科目の開設に関する要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(授業の開設)</p> <p>第4 特別授業科目の授業担当者、授業内容、授業形態及び第5に定める連絡教員等については、学長が<u>学士課程を所掌する副学長</u>と協議の上、教育研究評議会に提案し、その承認を得ることとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年 3月 30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(授業の開設)</p> <p>第4 特別授業科目の授業担当者、授業内容、授業形態及び第5に定める連絡教員等については、学長が<u>教育を所掌する副学長</u>と協議の上、教育研究評議会に提案し、その承認を得ることとする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学全学教室主任会大学説明会実施部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから<u>学士課程</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年 3月 30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから<u>教育</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教務委員会「道徳の指導法」授業運営部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教務委員会委員 1名</p> <p>(2) カウンセリング教室及び国際教育教室から選出された者 各1名</p> <p>(3) 社会科教室から選出された者 2名</p> <p>(4) <u>学士課程</u>を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年 3月 30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教務委員会委員 1名</p> <p>(2) カウンセリング教室及び国際教育教室から選出された者 各1名</p> <p>(3) 社会科教室から選出された者 2名</p> <p>(4) <u>教育</u>を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会カリキュラム運営部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>修士課程</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 <u>修士課程を所掌する副学長</u>は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べる ことができる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年 3月 30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>大学院</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 <u>大学院を所掌する副学長</u>は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べるこ とができる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>



東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会キャリア支援部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>学生</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成30年 3月 30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>大学院</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せの一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>2. 学校心理専攻の一般受験者の筆記試験の合否判定は、次に掲げる者で構成する会議で行う。</p> <p>(1) <u>修士課程を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 研究科運営委員会入試部会長</p> <p>(3) 学校心理専攻代表</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この申合せは、平成30年 3月 30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>2. 学校心理専攻の一般受験者の筆記試験の合否判定は、次に掲げる者で構成する会議で行う。</p> <p>(1) <u>教育を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 研究科運営委員会入試部会長</p> <p>(3) 学校心理専攻代表</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学における単位互換制度実施要領の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(特別聴講学生)</p> <p>1 4 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本学の専任の大学教員が担当する講義又は演習の授業科目であり、かつ、特別聴講学生を8名程度受け入れられる授業科目とする。ただし、授業担当教員が不都合とする授業科目は除くことができる。</p> <p>(2) 前号に係る授業科目については、あらかじめ<u>学士課程を所掌する副学長</u>が授業科目を開設する教室等に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにするものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成30年 3月 30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(特別聴講学生)</p> <p>1 4 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本学の専任の大学教員が担当する講義又は演習の授業科目であり、かつ、特別聴講学生を8名程度受け入れられる授業科目とする。ただし、授業担当教員が不都合とする授業科目は除くことができる。</p> <p>(2) 前号に係る授業科目については、あらかじめ<u>教育を所掌する副学長</u>が授業科目を開設する教室等に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにするものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科における単位互換制度実施要領の一部改正（案）について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(特別聴講学生)</p> <p>第3 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本学の専任教員が担当する授業科目であり、授業担当教員が受講を認める授業科目とする。</p> <p>(2) 前項に係る授業科目については、あらかじめ<u>修士課程を所掌する副学長</u>が授業科目を開設する専攻のコース（サブコース）に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにしなければならない。</p> <p>2～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成30年 3月 30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(特別聴講学生)</p> <p>第3 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本学の専任教員が担当する授業科目であり、授業担当教員が受講を認める授業科目とする。</p> <p>(2) 前項に係る授業科目については、あらかじめ<u>教育を所掌する副学長</u>が授業科目を開設する専攻のコース（サブコース）に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにしなければならない。</p> <p>2～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>